

新規制基準の背景・考え方

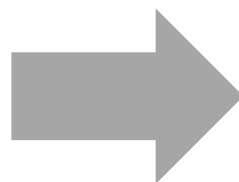
－ 重大事故時における原子力規制委員会の役割 －



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.224

原子力発電所で重大事故が発生した際、原子力規制委員会はどのような役割を持つのか、また、その役割を果たせるのか。



第30回ワーキング
(2025.2.12) で議論

ワーキングチーム検証結果

原子力災害時には、内閣府など他省庁等と連携して、緊急時モニタリング等の災害対応にあたること、また、万が一に備え、常日頃から事業者や地方公共団体と合同で訓練を実施していることなどを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○原子力災害発生時の国の基本的な対応行動

- 原子力災害時は、発生した事象の進展の段階に応じて、必要な危機管理組織を構成して対応する。

事態区分に応じた対応行動

事象名	該当事象一例	対応行動
情報収集事態	○所在市町村での震度5弱又は5強の地震	原子力規制委員会情報連絡室設置
(委員参集) 警戒事態	○所在市町村での震度6弱以上の地震 ○大津波警報の発令 ○全ての交流電源喪失のおそれ等	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（本部長：規制委員会委員長・内閣府政策統括官（原防担当）） ○総理秘書官、官房長官秘書官等への連絡 ○関係省庁への情報提供
↓ 事態の悪化 ↓		
施設敷地緊急事態 (原災法10条事象)	○原子炉への注水機能の一部機能喪失 ○全ての交流電源喪失が30分以上継続 等	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（本部長：規制委員会委員長、内閣府特命担当大臣） ○内閣府副大臣は、現地対策本部長として現地派遣 ○内閣府大臣政務官等は、官邸に参集 ○広報活動、要避難者避難要請、緊急時モニタリング等の実施
↓ 事態の悪化 ↓		
全面緊急事態 (原災法15条事象)	○全ての交流電源喪失が1時間以上継続 ○炉心損傷 ○敷地境界の放射線量が5 μSv/h以上 等	原子力災害対策本部（本部長：総理） ○総理、環境大臣、規制委員会委員長等が官邸に参集 ○原子力緊急事態宣言 ○住民避難、安定ヨウ素剤服用指示等 ○原災本部会議の開催

○原子力災害に備えた訓練等

- 万一の原子力災害の発生に備え、国・地方公共団体・原子力事業者等合同で実施する原子力総合防災訓練やEMC（緊急時モニタリングセンター）訓練など、様々な訓練や研修について実施・参画。
- 原子力事業者が、原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき実施する原子力事業者防災訓練について、原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を実施。
- 原子力規制委員会は、原子力事業者防災訓練について、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び原子力事業者が参加する報告会を開催し、訓練結果の評価等を実施。
- 平時からの上記のような取組を通じ、原子力規制委員会及び原子力事業者の緊急時対応能力の強化を図っている。



緊急時対応センター（ERC）



原子力事業者防災訓練に接続した訓練